

北海道十勝総合振興局森林室庁舎及び森林室池田分室庁舎電力需給契約に係る質問書の提出方法

- 入札に関して質問がある場合は、次の方法で質問書を提出してください。

なお、質問書の作成前に、本ホームページ掲載の内容（特に「よくある質問と回答」）を熟読してください。

「よくある質問と回答」に記載がある事項については、個別に回答しません。

1 質問書の記載事項

- ア 会社等の商号又は名称
- イ 担当者の所属・職・氏名・連絡先（電話・FAX・E-mail）
- ウ 提出日
- エ 通し番号
- オ 質問に係る公表資料の名称及び該当箇所
- カ 質問の内容

2 質問書の提出期限

令和4年1月25日（火）まで

3 質問書の提出方法

持参、郵送、FAX又はE-mailによる。

- ア 住所： 〒089-5612 十勝郡浦幌町字東山町10-23
- イ 電話： 015-576-2165
- イ FAX： 015-576-2824
- ウ E-mail： tokamori.11@pref.hokkaido.lg.jp
- エ 宛先： 北海道十勝総合振興局森林室管理課

注1）封筒の表面、FAX又はE-mailの標題に「北海道十勝総合振興局森林室庁舎及び森林室池田分室庁舎電力需給契約（従量電灯C・低圧電力）質問書」と明記してください。

注2）E-mailに添付する電子ファイルは、Word、Excel又はPDFのいずれかの形式により、必要なウイルス対策が講じられたものに限ります。

4 回答の方法

質問に対する回答は、令和4年1月28日（金）までに、本ホームページに随時掲載します。